



## 目次

- ・ 理事長挨拶…………… 2
- ・ 第47回通常総代会開催…………… 2
- ・ 令和5年度 事業計画・予算…………… 3
- ・ 令和5年度 賦課基準と  
期限内納付のお願い…………… 6
- ・ 東北農政局会津北部建設所から… 7
- ・ 事業実施状況…………… 8
- ・ かんがい用水の運用…………… 10
- ・ お知らせ…………… 11
- ・ 届出忘れずに…………… 12

下台頭首工にて実施された水神祭



会津北部土地改良区  
理事長 佐藤 雄一

## 理事長あいさつ

日頃より土地改良事業等について特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。昨年の会津北部地域を襲いました豪雨災害は、激甚災害の指定を受け国、県、喜多方市をはじめとした関係市町村のご尽力により農家組合員の負担は発生することなく、復旧事業が実施される見通しとなりました。一方、燃料調達に起因する電気料金の高騰は令和4年度で3割増、令和5年度にはさらに3割の増が見込まれております。揚水ポンプ水系組合員の今後の負担増加が懸念される中、令和4年度においては、福島県のご尽力により電気料金高騰緊急支援事業が実施され、電気料金増額分の助成を受けることができました。また、国営・県営事業による老朽化施設の長寿命化対策は、部品調達に遅れがあったものの、令和5年度には水管理システムの全面更新などを予定しており、順調に進捗しております。ここに、災害対応、電気料金高騰対策、各種事業の推進について、国や県、市町村の関係各位の多大なるご支援にあらためて厚く御礼申し上げる次第であります。不安定な世界情勢による農業資材の高騰など、地域農業を取り巻く現状は厳しさを増し、農業振興施策が目まぐるしく変化するなかで、営農の基盤たる農業水利施設を適正に維持管理し、また、それらを将来へ引き継ぐことが我々の責務だと考えております。持続的な組織運営として、ダム水系においては発電事業の売電収益の一部を維持管理経費の財源とし、今後見込まれる基幹的施設の補修・改修・更新に備えるべく、特定資産への積立を計画的に実施し、財政基盤を強化してまいります。また、組合員経費負担の公平性を担保するべく、未収賦課金の解消に努めてまいります。今後とも国や県、関係市町村のご理解とご協力を得ながら、連携を深め、組合員の負託に応えるべく努力してまいります。皆様のご協力をお願い申し上げます。



## 第47回 通常総代会 開催

### 提出議案

- 報告第1号 令和4年度 中間監査報告について
- 議案第1号 令和4年度 一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支補正予算について
- 議案第2号 過年度発行賦課金の不納欠損処分について
- 議案第3号 令和5年度 事業計画について
- 議案第4号 令和5年度 賦課金の賦課徴収及び地区除外決済金について
- 議案第5号 令和5年度 長期借入金について
- 議案第6号 令和5年度 一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支予算について



議長を務め議事を進める渡部総代(総代会)



堀総括監事による監査報告(総代会)



承認をする総代の皆様(総代会)

第47回会津北部土地改良区通常総代会は、令和5年3月29日午前9時より当区大会議室において、新型コロナウイルス感染対策を取りながら開催されました。

総代定数50名中38名の出席を得て、議長に渡部 信夫総代(豊川町)が選出され、議事録署名人に佐藤 清隆総代(上三宮町)、岩本 和人総代(熱塩加納町)が指名されました。

報告1件、議案6件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。

# 令和5年度 事業計画・予算

## 1. 事業計画

### (1) 日中ダム水系基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則（期間10年）
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	41,562千円	代かき期：5月 6日～ 5月20日 普通期：5月21日～ 9月 6日 非かんがい期：9月 7日～翌5月 5日	国営施設：日中ダム等 H30.2 農林水産大臣 県営施設：半在家等 H30.2 福島県知事 団体営施設：中江堰等 H27.7 会津北部土地改良区

※非かんがい期においては、管理対象施設の保全及び地域用水確保の観点から、水利使用規則に定める非かんがい許可量と年間総取水量を越えない範囲で、管理用水の通水に努める。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記			
中央管理センター	—				—	TM/TC 親局1 子局27(国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録			
松野頭首工	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1,917m <sup>3</sup> /s			
下台頭首工	田付川				445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸 最大取水量1,663m <sup>3</sup> /s			
塩川頭首工	田付川				522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量1,640m <sup>3</sup> /s			
大平沼ダム	濁川	福島県 (農林水産省)	農林水産省 土地改良区	受託 譲与	609.9	堤体：県営災害復旧 S43 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量1,848千m <sup>3</sup>			
関柴ダム	姥堂川				1,190.1	堤体：県営大規模かん排 S34 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量 935千m <sup>3</sup>			
松野本頭首工	濁川	福島県	土地改良区	譲与	392.1	可動堰 河川ゲート5門取水工右岸 最大取水量1,502m <sup>3</sup> /s			
綱取頭首工	大塩川				328.2	固定堰 土砂吐ゲート1門取水工右岸 最大取水量1,186m <sup>3</sup> /s			
三吉頭首工	大塩川				244.8	可動堰 河川ゲート2門取水工右岸 最大取水量0,792m <sup>3</sup> /s			
一の堰頭首工	田付川				149.8	起伏堰 河川ゲート3門取水工左岸 最大取水量0,550m <sup>3</sup> /s			
半在家頭首工	濁川				173.7	固定堰 土砂吐ゲート1門取水工右岸 最大取水量0,473m <sup>3</sup> /s			
慶徳頭首工	濁川				178.9	ゴム堰 河川ゲート4門取水工左岸 最大取水量0,559m <sup>3</sup> /s			
堂畑頭首工	姥堂川				129.4	ゴム堰 河川ゲート2門取水工右岸 最大取水量0,456m <sup>3</sup> /s			
諏訪頭首工	大塩川				104.9	ゴム堰 河川ゲート2門取水工左岸 最大取水量0,338m <sup>3</sup> /s			
小塩堰	大塩川				県(河川)	土地改良区	譲与	41.0	大塩川河川改修補償施設
栗生沢堰	押切川				福島県	土地改良区	譲与	35.2	既設利用・県ほ改修
中江堰	濁川	県(河川)	土地改良区	譲与	44.1	濁川河川改修補償施設			
無行帰沼	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池			
中の沢揚水機	—	土地改良区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛			
幹線用水路	—	農林水産省	農林水産省	受託	—	5路線 日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産			
支線用排水路	—	県・土改区	県・土改区	譲与等	—	県営かん排・団体営かん排など			

※受益面積は水利使用規則・重複あり

### (2) 遠田貝沼水系揚水機等基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則（期間10年）
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	4,980千円	代かき期：5月 6日～5月20日 普通期：5月21日～9月 6日	団：遠田貝沼用水樋管 R4.2 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記
遠田貝沼揚水機場及び導水路	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	174.7	渦巻きポンプ450mm電動機132kw 渦巻きポンプ350mm電動機75kw VUφ500~600パイプライン 分水工N=2 最大取水量0,567m <sup>3</sup> /s

### (3) 遠田第二揚水機維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則（期間10年）
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	1,100千円	代かき期：5月 6日～5月20日 普通期：5月21日～9月 6日	団：遠田第二揚水機 R3.2 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記
遠田第二揚水機	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	29.7	渦巻きポンプ250mm電動機15kw 最大取水量0,088m <sup>3</sup> /s

(4) 基幹水利施設管理事業 八方頭首工 操作管理受託事業

内容	事業費	受託施設諸元						
		河川	造成主体	所有	管理者	形態	受益面積(ha)	諸元
喜多方市、北塩原村、会津坂下町が管理者である国営八方頭首工の操作管理業務を受託する。	2,300千円	押切川	農林水産省	農林水産省	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	受託	2,768.3	可動堰 河川ゲート4門 取水工両岸 最大取水量5.851m³/s

(5) 大平沼発電事業

内容	事業費	発電所施設諸元					付記
		河川	造成主体	所有	形態	諸元	
国営会津北部農業水利事業で造成された大平沼発電所の管理を受託し発電事業を実施する。 発電収益により関連施設の電気料を賄うとともに他の土地改良施設維持管理経費の負担軽減を実施する。	37,781千円	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	最大出力 570KW 計画発生電力 3,200Mwh/年	令和5年度 売電見込額 71,000千円 購入電気料金 充当予定額 10,200千円 <b>一般会計へ施設管理費 充当見込額 34,000千円</b>

2. 地区面積および組合員数

項目	喜多方市				北塩原村	会津坂下町	湯川村	計	
	市町村	旧喜多方市	旧塩川町	旧熱塩加納町					
地区面積 (ha)		2,794.9	1,216.4	589.1	4,600.4	161.2	7.9	1.4	4,770.9
田		2,772.0	1,216.4	542.8	4,531.2	161.2	7.9	1.4	4,701.7
畑		22.9	0.0	46.3	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
組合員 (人)		2,181	806	556	3,543	149	37	1	3,730

3. 関連事業実施計画

(1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全体計画	令和4年度まで	令和5年度	令和6年度以降	付記
会津北部	内容	国営造成施設 保全対策工 八方頭首工 ほか3頭首工 八方幹線用水路 ほか4路線 日中ダム 取水塔管理橋 大平沼・関柴ダム 取水放流設備 小水力発電所 水管理システム 更新・新設 一式	八方外3頭首工 保全対策 一式 八方幹線用水路 ほか3路線 保全対策 一式 大平沼・関柴ダム 保全対策 一式 大平沼小水力発電所 水車・発電機更新 一式	下台・松野・塩川頭首工 補修工事 一式 塩川幹線用水路 補修工事 一式 水管理施設更新 一式 3期工事(3年国債) 頭首工等実施設計 一式 営繕費等事務費	国営造成施設 保全対策工 測量試験 営繕費等事務費	平成28・29年度 事業費負担分 国 66.66% 県 17.00% 市町村 8.17% 受益者 8.17%
		測量試験費 営繕費等事務費	計装機器更新 一式 水管理施設更新 一式 頭首工等実施設計 一式 営繕費等事務費			平成30年度 事業費負担分より 国 66.66% 県 19.34% 市町村 9.00% 受益者 5.00%
事業費		6,173,000千円	4,568,000千円	989,400千円	615,600千円	工期 H28~R6(9年間)

(2) 県営水利施設等保全高度化事業 (一般型(基幹水利施設保全型))

地区名	区分	全体計画	令和4年度まで	令和5年度計画	令和6年度以降	付記
会津北部	内容	県営造成頭首工 ・用水路 施設機械等 保全対策工一式 用水路 保全対策工一式 測量試験費 一式	<頭首工> 半在家外7頭首工 電気設備更新 半在家外2頭首工 開閉装置点検整備 <用水路> 半在家用水路外3路線 保全対策工 実施設計	R04追加補正繰越予算 R05当初予算 <頭首工> 半在家外4頭首工 保全対策工 一式 <用水路> 松野右岸用水路外3路線 保全対策工 一式 実施設計	県営造成施設 保全対策工 測量試験	事業費負担分 国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
		事業費	500,000千円	398,000千円	93,000千円	9,000千円

(3) 県営水利施設等保全高度化事業（機能保全計画）

地区名	区分	全体	令和5年度	令和6年度以降	付記
関柴	事業量	〈関柴ダム〉 機能診断・機能保全計画策定一式	〈関柴ダム〉 機能診断・機能保全計画策定一式	〈関柴ダム〉 機能診断・機能保全計画策定一式	事業主体：福島県 負担割合：国100%（定額助成） 事業期間：令和5年～6年度
	事業費	30,000千円	8,500千円	21,500千円	

(4) 市町村営事業【土地改良区への支援・関連施設の管理事業】

事業名	事業費	事業実施主体	付記
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	3,749千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	土地改良区への操作委託費 1,735千円 国30% 県30% 市町村20% 組合員負担20%
国営造成水利施設管理強化事業	7,820千円		多面的経費支援 補助対象 通常管理経費の37.5%以内 国50% 県25% 市町村25% 組合員負担なし

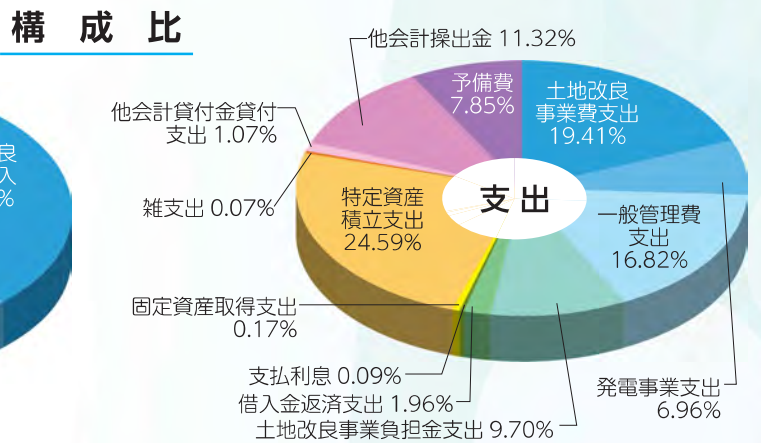
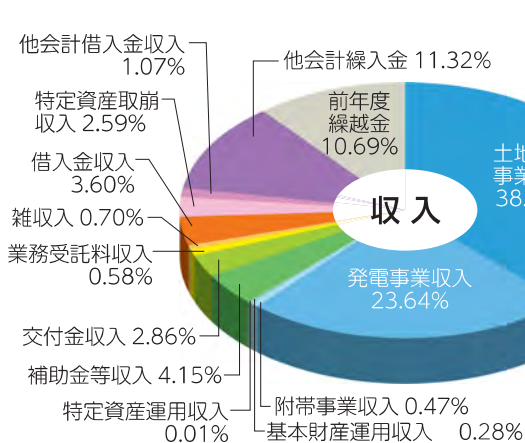
(5) 県営日中ダム管理事業

年度事業費	施設管理者／持分		管理形態	持分事業費	組合員負担額	付記	ダム諸元	
							造成	付記
64,026千円	農水	県農林水産部	49.0%	31,940千円	12,565千円	市町村補助金 3,767千円	農林水産省	【非洪水期 11月1日～6月13日】 満水位 標高 480m 総貯水量 24,600千㎡ 有効貯水量 23,100千㎡
内 記 人件費 19,446千円 運営費 44,580千円								【洪水期 6月14日～10月31日】 満水位 標高 463m 洪水調整容量 11,000千㎡ 農業用水容量 11,300千㎡ 水道用水容量 800千㎡

4. 予算 - 令和5年度の一般会計並びに大平沼発電事業特別会計の収入と支出となります。 -

収支予算書 総括表 予算額 300,280千円 (単位:千円)

収入				支出			
科目	予算額			科目	予算額		
	一般会計	大平沼発電会計			一般会計	大平沼発電会計	
土地改良事業収入	114,252	114,252	0	土地改良事業費支出	58,272	58,272	0
発電事業収入	71,000	0	71,000	発電事業支出	20,901	0	20,901
附帯事業収入	1,400	1,400	0	一般管理費支出	50,510	47,730	2,780
基本財産運用収入	842	842	0	土地改良事業負担金支出	29,126	29,126	0
特定資産運用収入	26	25	1	借入金返済支出	5,882	5,882	0
補助金等収入	12,449	12,449	0	支払利息	266	266	0
交付金収入	8,600	8,600	0	固定資産取得支出	502	501	1
寄付金収入	1	1	0	特定資産積立支出	73,835	59,600	14,235
業務受託料収入	1,735	1,735	0				
雑収入	2,116	2,113	3	雑支出	203	201	2
借入金収入	10,800	10,800	0	国庫納付金支出	1	0	1
特定資産取崩収入	7,765	7,760	5				
他会計貸付金回収収入	1	1	0	他会計貸付金貸付支出	3,200	3,200	0
他会計借入金収入	3,200	0	3,200	他会計借入金返済支出	1	0	1
他会計繰入金	34,000	34,000	0	他会計繰出金	34,000	0	34,000
前年度繰越金	32,093	32,022	71	予備費	23,581	21,222	2,359
収入合計	300,280	226,000	74,280	支出合計	300,280	226,000	74,280



# 令和5年度 賦課基準

**賦課金**は維持管理計画書（県知事認可）に定める3水系の維持管理事業、国・県営大規模基幹的施設保全対策事業、県営日中ダム管理事業受益者負担金、改良区運営費等の主要な財源です。

今後も発電事業による売電、国・県補助事業の積極的取り組みにより組合員の**維持管理費負担軽減**を図ります。

	前期	後期
賦課発行	6月16日	9月20日
納付期限	7月21日	10月20日

## 10aあたり賦課基準額

賦課金は4月1日現在の土地改良区土地原簿面積で算定します。

賦課種別	賦課金総額 (千円)	対象面積 (ha)	10aあたり賦課単価 (円)			付記	
			年度単価	前期	後期		
経常賦課	一般経常賦課金	4,688.16	1,100	田 550	田 550		
		69.26	330	畑 165	畑 165		
	一般経常無行帰沼賦課金	59	13.55	440	田 440		喜多方市入田付地区
	日中ダム水系基幹施設維持管理賦課金	49,733	4,521.25	1,100	田 550		田 550
	遠田貝沼揚水機等基幹施設維持管理賦課金	3,922	206.49	1,900	田 950		田 950
遠田第二揚水機維持管理賦課金	947	29.67	3,200	田 1,600	田 1,600		
特別賦課金	日中ダム水系基幹施設 県営・団体営事業賦課金	5,194	4,513.36	115	田 115	喜多方市北塩原村	
			7.89	55	田 55	会津坂下町	
	諏訪県営事業償還賦課金	278	33.20	417	田 417	旧喜多方	
			39.54	355	田 355	旧塩川	
	天井沢県営事業償還賦課金	134	55.15	244	田 244		
	天井沢県営事業暗渠排水償還賦課金	37	4.21	879	田 879		
	天井沢県営事業客土償還賦課金	3	0.30	1,226	田 1,226		
	天井沢県営事業 区画整理 第1工区償還賦課金	10	0.80	1,343	田 1,343		
	天井沢県営事業 区画整理 第2工区償還賦課金	25	0.60	4,328	田 4,328		
	反田県営事業償還賦課金	334	39.23	853	田 853		
反田県営事業暗渠排水償還賦課金	5	0.68	750	田 750			
反田県営事業客土償還賦課金	23	0.77	3,000	田 3,000			

### 期限内の納付を!!



納付期限を過ぎますと日数に応じて年率**9.3%**が**過怠金として加算**されます。期限内の納付をお願いいたします。

近年、中間管理権や農業委員会議決による利用権が設定された農地において、賃借料を受けているにもかかわらず、賦課金の滞納が発生し問題化しております。

所有者が組合員で賦課金が未納となる場合、耕作している方に多大な迷惑がかかりますので、速やかに納入くださるようお願いいたします。

領収書は大切に保管してください。

領収書の再発行はいたしかねます。 賦課金納付証明書には1件100円の手数料が必要です。

賦課金納付には**口座振替を是非ご利用ください。【ご利用できる金融機関】**

- JA会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
- ゆうちょ銀行

通帳からの振替日(口座引落日)は納付期限と同日、前期7月21日・後期10月20日です。

**納付期限の前日までに**、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

**【お問い合わせ窓口】**  
総務課  
0241-22-7356



### 令和4年度滞納処分実施状況について

滞納者には電話連絡、文書による催告・戸別訪問を実施して滞納賦課金の回収に努めています。それでも回収できない場合には、組合員経費負担の公平性の観点から、土地改良法第39条第5項に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が滞納処分を執行することになります。

県知事認可：1件  
財産調査：2件  
差押：1件  
分割納入：2件

## 農林水産省東北農政局 会津南部農業水利事業所 会津北部農業水利事業建設所 太田 浩樹 所長 ご挨拶



会津北部土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より、会津北部農業水利事業の推進にご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移しました。今後は感染に注意しながらも、ようやく窮屈なマスクを外することができる場面が増えるのではないのでしょうか。このコロナの4年間で、仕事をとりまく環境は大きく変わりました。テレワークの普及等、通信技術の活用による業務の効率化の流れは全て善とは思いますが、これらの変化を前向きに捉えよりよい仕事の仕方を探っていくことが求められていると感じます。

また、食をめぐる情勢も変わってきております。外食の減少や加工食品の増など、コロナに起因するものもありますが、従前から続いている主食用米の需要の減については、なんとかならないものかと忸怩たる思いがあります。個人的には米を活用した食品開発等が有効と考えますが、これには時間がかかるでしょう。農林水産省は、消費需要に併せた農産物供給の推進による農家の収益力の向上を目標とし、畑作の振興に注力しておりますが、水田地帯において各農家段階での導入には種々課題もあるでしょう。

いずれにしても、昨今の食料安全保障をめぐる動き

もあり、我が国において将来にわたり国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し続けるためには、食の基礎となる農業基盤整備の重要性はますます高まっております。そして、私たちがその責務を担っていくことには変わりありません。会津北部地区において、国営会津北部農業水利事業を円滑に実施し、組合員の皆様のご期待に応えられるよう進めてまいります。

本事業につきましては、昨年度は松野及び塩川頭首工の改修工事等に着手し、令和4年度末の事業全体の進捗率は74%に達しました。今年度は、過年度から経年で行っている各工事を進める予定で、いよいよ事業は終盤にさしかかっております。引き続き皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

これらを実施する建設所職員は、4月に11人中3名が新メンバーとして入れ替えとなり、職員一同、力を合わせて事業を着実に進めていく所存であります。

### 2. 会津北部農業水利事業建設所 職員紹介

氏名	役職	担当業務	出身地
太田 浩樹	所長	総括	青森県
木村 泰崇*	工事課長	副総括	福井県
門 傳 悟*	技術専門官	対外協議・工事関係・調査設計・工事事務	宮城県
堀内 康司	技術専門官	予算管理・工事関係・調査設計	福島県
三星 由未	庶務係員	庶務関係	福島県
高橋 猛	用地官	用地補償関係	新潟県
阿部 佑思*	用地補償係員	用地補償関係	宮城県
後藤 健太郎	設計係員	工事関係・調査設計・対外協議	宮城県
金子 一好	工事係長	工事関係・調査設計・対外協議	山形県
上野 尚	非常勤職員	庶務関係	福島県
金上 初夫	非常勤職員	運転業務	福島県

※ 4月から着任しました。よろしく申し上げます。



## 関連事業実施状況

各事業実施に際しましては、工事に伴う頭首工・分水工からの通水停止や水廻しのご協力ありがとうございます。関係機関のご尽力のもと、順調に進捗しております。

今後も工事により、非かんがい期の通水を停止する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 国営会津北部かんがい排水事業(平成28年度着手)

令和4年度は

- ・日中ダム 取水塔管理橋の耐震補強
- ・下台頭首工 護床・護岸補修、取水ゲート扉体塗装、操作室堰柱補修
- ・松野頭首工 護床・護岸補修、河川ゲート2門・右岸取水工ゲート塗装
- ・塩川頭首工 護床補修、河川ゲート1門・取水ゲート塗装、巻上機整備 等を実施しました。

▼完了

頭首工での工事は、河川内で作業を実施するため、大型土嚢等により河川を半分に締切り、2ヶ年にわたり片側ずつ作業を行っています。

下台頭首工については、令和3年度から工事を実施し、令和4年度で河川内の作業が完了となりました。

松野・塩川頭首工については、令和4年度から着手し、令和5年度も引き続き工事を実施します。



▲河床摩耗状況

▲河床パネル設置



## 県営水利施設等高度化事業(平成30年度着手)

令和4年度は  
 ・慶徳頭首工 電気計装設備更新・補修  
 ・綱取・三吉頭首工 河川ゲートのワイヤーロープ交換  
 ・松野右岸用水路 長寿命化保全対策工事(水路更新)  
 ・塩川・半在家・綱取用水路 分水ゲート更新  
 等を実施しました。

新型コロナウイルスや世界情勢の影響により、資材や電子機器等の製造・納品が滞っている状況でしたが、無事に納品となり、予定工期内の工事を完了することができました。

▲施行前▶



塩川幹線用水路  
分水ゲート



▲完了



慶徳頭首工

▲完了



松野右岸用水路

▲完了



▲機材搬入状況



▲施工中



▲施行前



▲施工中

## 土地改良施設維持管理適正化事業(令和4年度着手)

昭和61年に造成された「中の沢揚水機場」の改修工事を実施しました。既設は2台のポンプを用いて揚水をしていましたが、維持管理の省略化を目的に水中ポンプ1台へ更新し、非かんがい期には、水槽内からポンプを引上げ、地上(建屋内)での管理が出来るよう、建屋の更新も実施しました。



▲完了(外観)



▲完了(内観)



▲施工前(外観)



▲施工前(内観)



▲更新後ポンプ



▲施工中

## 水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！ 掛け流しはやめましょう！

かんがい用水運用は、降水量や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放水量、頭首工取水流量、分水工流量、揚水機取水流量を判断し、河川法により許可された水利使用規則に基づき用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施しています。

用水量調整のご要望は、上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、土地改良区へご連絡ください。

配水計画に基づき運用するため個人のご要望にはお応えしかねます。

### 用排水維持管理委員会

本委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑に実施するために組織されています。

水利委員会名	行政区	水利委員会名	行政区
八方幹線1.2.3号分水	松山町 (村松)	松野右岸用水路	慶徳町 (舞台田)
八方幹線4.5.6号分水	岩月町 (上岩崎)	慶徳左岸用水路	豊川町 (綾金)
八方幹線8号分水	岩月町 (上岩崎)	慶徳右岸用水路	慶徳町 (新宮)
八方幹線9号分水	喜多方	日中幹線1・2・3号分水	熱塩加納町 (日中上)
八方幹線11号分水	関柴町 (平林)	日中幹線4号分水	熱塩加納町 (御林)
八方幹線13号分水	関柴町 (小松)	日中幹線5・6号分水	熱塩加納町 (鷲田)
八方幹線17号分水	熊倉町 (熊倉下)	日中幹線7・8号分水	熱塩加納町 (田中)
諏訪頭首工	塩川町 (宮ノ目)	半在家頭首工	熱塩加納町 (半在家)
三吉幹線	塩川町 (中ノ目)	堂畑頭首工	豊川町 (堂畑)
一の堰頭首工	豊川町 (一の堰)	中江堰	上三宮町 (下三宮)
塩川幹線用水路	塩川町 (新井田谷地)	宇津野・栗生沢堰	熱塩加納町 (栗生沢)
松野本右岸用水路	上三宮町 (五分一)	沼川	岩月町 (治里)
松野左岸用水路	豊川町 (太郎丸)	遠田貝沼	塩川町 (貝沼)
		遠田第二	塩川町 (上遠田)

担当代表理事 飯野利光 担当理事 庄司英喜・高崎弘明

遠田貝沼揚水機場管理人 佐瀬恒男 (下遠田) 遠田第二揚水機管理人 星慶喜 (下遠田)

日中ダム水系施設巡視嘱託員 安部静雄



【お問合せ窓口】  
 事業管理課  
 0241-22-7356

該当する水系の水利委員会と調整のうえ、管理対象施設の取水量を変更します。

なお、水量変更後の地域間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々をお願いしています。

変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。

日中ダムの放流量は農側施設管理者である福島県農林水産部と土地改良区で協議し、放流量を決定しています。

先進の努力の結晶であり、日中ダム造成など施設整備への投資と組合員みなさまの維持管理経費負担によって配水されています。

**水田への掛け流し**は、他の組合員への迷惑となり用水不足の原因となりますので**お止めください**。

各地域の取り決めと水利委員会の指示に従ってご利用ください。



水路にゴミを捨てないでください、**不法投棄は犯罪です**。

刈草の管理を徹底してください。水路詰まりの原因になり、下流のみなさんが困っています。

# おしらせ

## 堀浚い・代かき用水通水

各地域での堀浚い等の作業大変ご苦労様でした。  
水利委員会の立ち会いのもと、各施設から代かき用水の最大量通水を実施しました。



## 田んぼの学校（関柴小学校）生きもの調査

令和4年6月1日発行 第91号の表紙のほか当区の広報で度々ふれてきました、会津農林事務所主催の「田んぼの学校」生きもの調査が実施された際の様子を収めた動画が福島県農林水産部のYouTubeチャンネルに公開されております。

会津農林事務所 生きもの調査と検索するとご覧いただけると思います。

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=OuVhkwkseKE>

「生きもの調査」喜多方市立関柴小学校(会津農林事務所)

検索

チャンネル登録と高評価  
よろしくお願いいたします。👍



## 編集後記

昨年度は新型コロナウイルス感染症への感染対策をした上で、毎年行われておりました「田んぼの学校」生き物調査の実施、そして当区においては総代・役員研修等が実施されました。

今年からコロナウイルスがインフルエンザと同じ5類になり、コロナウイルスへの対応が変わり、個人の判断によりマスクをせずに外出や旅行等ができるようになり、4月下旬のしだれ桜シーズン、5月初旬のGWに喜多方市にも観光に来られた方が沢山いらっしゃり、懐かしく新鮮に感じました。



## 事務局体制

事務局長	鈴木 秀 優
事業管理課長	磯部 和 孝
総務課長	須田 恵 香
事業管理係長	立川 基 毅
総務副主査	遠藤 龍 輔
事業管理課 技師	川口 貴 也
総務課 主事	菊地 悠 樹
総務課 主事	新 明 なつみ

# 忘れずに届出ください



土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更（組合員の権利、賦課金納付等の義務）は法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの手続きでは変更できません。忘れずに土地改良区に関係書類の届出をして、手続きを行ってください。

- 農地を異動したとき（売買・利用権設定・中間管理事業・交換）
- 組合員が亡くなられたとき（相続、未登記の法定相続を含む）
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更した時



## 組合員の資格 得喪通知

【土地改良法第43条】義務

- **土地改良区の組合員**（維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者）となるのは、管内農地の耕作者（使用収益権者）または所有者（未登記の法定相続を含む）です。 →【土地改良法第3条】
  - 組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の**耕作者**か**所有者**のいずれかであり任意です。所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、誰が組合員となるか、**賃借料決定の前によく話し合い**、組合員が変更となる場合には**組合員資格得喪通知**（連名）の届出を土地改良区へ提出してください。福島県農業振興公社（中間管理機構）による**中間管理権設定の場合も同様**です。 →【土地改良法第43条】
- なお、耕作権（中間管理権を含む）が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合には、**農業委員会への届出と承認が別途必要**です。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が**公共事業**によって買収されたとき



## 農地転用等の通知 地区除外申請

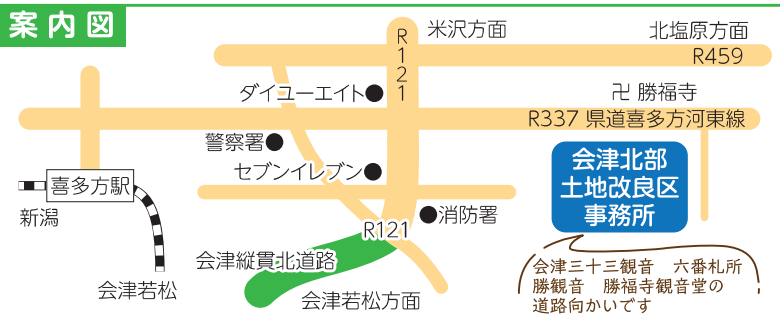
「農地転用許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は**毎月20日**前後となります。申請はお早めをお願いいたします。期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。意見書交付には**決済金の納付、現地確認手数料・同意書発行手数料**の納入が必要です。公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納入が必要ですのでご注意ください。

### 令和5年度 決済金単価

- 日中ダム水系地区除外決済金 108,800円/10a
- 遠田貝沼水系地区除外決済金 87,700円/10a
- 遠田第二水系地区除外決済金 73,600円/10a

※特別賦課金対象農地である場合は別途相当分が加算されます。

### 案内図



**業務時間** 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）